

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
【告示】		指導監査課			
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出		障害福祉課			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		〃			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新		〃			
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退		子ども家庭課			
○ 優良図書の推奨		〃			
○ 有害図書の指定		道路整備課			
○ 道路の区域変更		〃			
○ 道路の供用開始		耕地課			
【公告】		〃			
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		〃			
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧		〃			
○ 公共測量の実施		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			

◎岡山県告示第三百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 かさおか社協ヘルパーステーション
 - 2 所在地 笠岡市十一番町一六―二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会
 - 2 主たる事務所の所在地 笠岡市十一番町一五
- 三 廃止年月日 令和七年八月一日
- 四 事業所番号 三三一〇五〇〇二八九
- 五 サービスの種類 重度訪問介護

◎岡山県告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

指定年月日

ププレひまわり薬局玉野店

玉野市宇野一―二―一四

調剤

令和七年八月一日

ププレひまわり薬局山陽店

赤磐市下市四七七―一

調剤

令和七年八月一日

◎岡山県告示第三百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
阿新虹の訪問看護ステーション	新見市新見七四一	訪問看護（腎臓）	令和七年八月一日
アサヒ薬局河辺店	津山市河辺九三三―一三	調剤	令和七年八月一日
阿新薬局高尾店	新見市高尾二四八―一一	調剤	令和七年八月一日
阿新薬局インター店	新見市高尾七九二―七	調剤	令和七年八月一日
グリーン薬局	美作市明見五六三	調剤	令和七年八月一日

◎岡山県告示第百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年八月五日

指定を辞退した医療機関

名称

久安薬局

所在地

井原市七日市町五四三

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年五月三十一日

◎岡山県告示第三百九十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和七年八月五日

番号	図 書 名	著 者	作 者	図 書 発 行 所	対 象	伊 原 木 隆 太
1	おせわになりました	ヘイズ 優衣	作	絵本塾出版	幼	児
2	こねこねこ	志村 まゆみ	作・絵	国 土 社	幼	児
3	本がきらい 本がすき	ペリアホ・イルストウラホ 小川 紗良	作・絵 訳	KTC中央出版	小学生（低）	
4	しごとってなんだろう	ほそかわ てんてん	著	講 談 社	小学生（中）	
5	なないろのはし	横山 佳	作	B L 出版	”	
6	まだまだここから	平澤 朋子 宇佐美 牧子	絵 作	ポ プ ラ 社	”	
7	日下部くんには日傘が似合う	酒井 以 神戸 遥真 ぼん豆。	絵 作	あかね書房	小学生（高）	
8	カペラ・ハリス 未来をあきらめない	カーステン・アンダーソン 長尾 莉紗	著 訳	ポ プ ラ 社	”	
9	15歳の昆虫図鑑	五十嵐 美怜	著	講 談 社	中 学 生	

◎岡山県告示第三百九十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和七年八月五日

		岡山県知事		伊原 隆 太	
番号	種 別	名 称	発行 者 等		
1	雑 誌	COM I C L O 2025年8月号	茜 新 社		
2	〃	コミックM a t e L 2025年8月号V o l . 6 4	一 水 社		
3	〃	実話B U N K A タブー 2025年8月号	ロアアマガジン		
4	〃	d r a p [ドラ] 2025年7月号	コアマガジン		
5	〃	ヤングコミック 2025年7月号	少年画報社		

◎岡山県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 江与味上河内線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
久米郡美咲町江与味字居やし幾東不残一 一六八番二地先から 久米郡美咲町江与味字苗床町一一六九番 一地先まで		新	九・二〇 一五・六	八三・〇
久米郡美咲町江与味字居やし幾東不残一 一六八番二地先から 久米郡美咲町江与味字苗床町一一六九番 一地先まで		旧	九・二〇 一三・〇	八三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和田北鶴田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
久米郡美咲町和田北字石堂二五二番一地 先から 久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一 地先まで		新	八・〇〇 一七・一	一八五・三
久米郡美咲町和田北字石堂二五二番一地 先から 久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一 地先まで		旧	三・四〇 七・七	一八五・三

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三三三号
三 道路の区域

区 域			別 新旧
高梁市落合町阿部字井谷二六九五番七地 先から 高梁市落合町阿部字井谷二六八八番地先 を経て 高梁市落合町阿部字井谷二四〇七番三地 先まで	高梁市落合町阿部字井谷二六九五番七地 先から 高梁市落合町阿部字井谷二四〇七番三地 先まで	高梁市落合町阿部字井谷二六九五番七地 先から 高梁市落合町阿部字井谷二四〇七番三地 先まで	新 旧
七・五 九・五	七・五 九・五	八・四 二四・二	幅 員 (メートル)
一二九・三	一二九・三	一三七・八	延 長 (メートル)

◎岡山県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

種 道 路 の 類	路 線 名	区 間	供 用 開 始 年 月 日
県道	江与味上河内線	久米郡美咲町江与味字居やし幾東不残一一六八番二地先から 久米郡美咲町江与味字苗床町一一六九番一地先まで	令和七年八月五日
県道	和田北鶴田線	久米郡美咲町和田北字石堂二五二番一地先から 久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一地先まで	

令和7年8月5日 岡山県公報 第12724号

〔三四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。
令和七年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事 の別
土地改良区	就任役員	退任役員	氏 名		
久米郡美咲町小原一六二九	藤井 将宏	氏 名	神 棒 昇	〃	〃
〃	〃	〃	佐 藤 宏	〃	〃
〃	〃	〃	杉 山 繁久	〃	〃
〃	〃	〃	池 上 和男	〃	〃
〃	〃	〃	浅 津 智之	〃	〃
〃	〃	〃	井 伊 行治	〃	〃
〃	〃	〃	谷 口 義政	〃	〃
〃	浅 津 正志	〃	延 原 康弘	〃	〃
〃	葛 原 孝一	〃	延 原 康弘	〃	〃
〃	田 野 美沙恵	〃	延 原 康弘	〃	〃
〃	小 賀 二郎	〃	延 原 康弘	〃	〃
〃	為 国 周輔	〃	為 国 周輔	〃	〃
〃	谷 口 淳	〃	小 窪 秀治	〃	〃
〃	小 窪 秀治	〃	小 窪 秀治	〃	〃
〃	浅 津 正信	〃	先 本 季信	〃	〃
〃	先 本 季信	〃	先 本 季信	〃	〃
〃	杉 山 吉明	〃	井 伊 貴之	〃	〃
〃	美咲町西幸三五一	〃	井 伊 貴之	〃	〃
〃	小原五一八	〃	延 原 洋	〃	〃
〃	西幸一五九一	〃	井 伊 強	〃	〃
〃	小原一五一六	〃	藤 井 辰也	〃	〃
〃	〃 二六九	〃	〃	〃	〃
〃	〃 二六九	〃	〃	〃	〃
〃	真庭市久世三五一一	〃	〃	〃	〃
〃	久米郡美咲町小原一三九七	〃	〃	〃	〃

監 事

令和7年8月5日 岡山県公報 第12724号

〔三四六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区 ほ場整備 吉田工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区 ほ場整備 吉田工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和七年八月五日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

岡山市役所

〔三四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市羽島地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和七年七月二十四日から 同年十二月二十五日まで	測 量 期 間

〔三四人〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市矢部地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年八月一日から同年十月七日まで	測 量 期 間